

事務連絡  
平成29年4月18日

各都道府県介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課

### 有毒植物による食中毒防止の徹底について

標記について、平成28年には事件数35件、患者数119名(内、死亡者4名)が報告されており、高齢者の事例が高い割合を占めています。

これに関し、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課より、別添のとおり注意喚起をご依頼する通知(「有毒植物による食中毒防止の徹底について」(平成29年4月13日生食監発0413 第1号))を、各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部局宛てに発出したところです。

当該通知においては、注意喚起について一般への情報提供のほか、高齢者施設を通じる等効果的な広報を行うようお願いしております。

高齢者の集まる施設等を所管の貴部局におかれましては、適宜衛生主管部局と連携の上周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

別添

「有毒植物による食中毒防止の徹底について」(平成29年4月13日生食監発0413 第1号)

(別添)

生食監発 0413 第 1 号  
平成 29 年 4 月 13 日

各 ( 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 ) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 有毒植物による食中毒防止の徹底について

毎年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物を食用の植物と誤って喫食したことによる食中毒が多く発生しています。平成 28 年には事件数 35 件、患者数 119 名 (内、死亡者 4 名) が報告されており、高齢者の事例が高い割合を占めています。

つきましては、各都道府県等におかれては、食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう、地域広報誌等、高齢者の目にもとまりやすい各種メディアの活用や、高齢者施設等の関係団体を通じ、継続的に消費者に注意喚起を行うようお願いいたします。また、農産物直売所等で販売されていた山菜や野菜に有毒植物が混じっていたことが明らかとなった事例も複数報告されていることから、必要に応じ、農林部局等関係部局とも連携し、事業者に対する監視指導を行うようお願いいたします。

参考) 厚生労働省ホームページ

- 有毒植物による食中毒に注意しましょう  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yyudoku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yyudoku/index.html))
- 有毒植物による食中毒に関する注意喚起  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122955.html>)
- 自然毒のリスクプロファイル  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html))